

暮らしの安全・安心を守る 消費者行政の推進

毎日の暮らしを不安にする事件や出来事が最近、相次いでいる。日々、安心して暮らしていくには、消費者や生活者の視点に立った行政が今日ほど求められている時はない。それに応えるには、まず安全・安心への意識を高め、「他人任せ」にしないことが大切だ。行政の最前線に立つ岸田文雄消費者行政推進担当大臣に、政府の取り組み、消費者へのアドバイス等を聞いた。

内閣府特命担当大臣
衆議院議員

岸田文雄

国民の立場、視点から消費者行政の見直しを

——福田康夫総理が推進する「安心で質の高い暮らしに向けた総点検―生活安心プロジェクト」について、大臣のお考えをお聞かせください。

岸田 近年、食の安全、製品や施設の安全、取引の安全などに関わる重大な事件や事故が次々と発生しています。日本の行政は明治以来、モノを作る生産者、またはサービスを提供する企業など、産業振興を中心

とした組織形態でした。今、生活者や消費者の視点から見て、あるいは国民生活の安全・安心という観点において、従来型の行政で十分に機能する仕組みになっているだろうか。福田総理はこうした問題意識をお持ちでした。

そこで、国民の立場、視点に立ち、国民生活に関係がある行政を総点検するようにとの福田総理の指示でスタートしたのが「生活安心プロジェクト」です。これを福田内閣の最重要課題の一つに位置づけ、本当に

消費者が求める法律、制度、施策となつているか、行政全体の見直し作業を進めています。

——行政の総点検に当たつて、工夫されたことは。

岸田 昨年十二月に「緊急に講ずる具体的な施策」を取りまとめました。その際に、行政サイドからの見直しだけでなく、広く国民の皆さんの参加を得て点検することが必要と考え、インターネットを利用してご意見を募集しました。様々な現場、視点からいろいろな声が寄せられて、ずいぶん参考になりました。政府では他にも多様な切り口でアンケート調査を実施し、



生活者の視点に立った取り組みを訴える岸田大臣

結果を整理しました。これらを基に、各省庁から施策が三百近く上がり、その中から厳選したのが、六十一の「緊急に講ずる具体的な施策」です。

——具体的にはどのような活動に取り組んでいらっしゃいますか。

岸田 まずは、取りまとめた「緊急に講ずる具体的な施策」の実施に努めるとともに、「生活安心プロジェクト」の一環として現在、「四つの国民運動」（次頁参照）を進めています。その一つが「食の安全・安心に関する対話」です。他に、「子どもの施設の安全全国一斉総点検」、「交通事故死ゼロを目指す日」、「青少年を有害情報環境から守るための国民運動」をテーマに掲げています。国民の安全・安心については行政や管理者が厳しく点検するのは当然ですが、国民の皆さんも参加いただき、利用者や生活者の視点から安全・安心の施策を考え、実行しようという運動です。

国民運動の推進に当たっては、私を本部長とする「国民運動推進本部」を立ち上げ、関係省庁が一体となつてこれを実施し、周知・広報に取り組んでいく体制を作りました。

今後は内閣府の国民生活審議会において「行政の総点検」を行い、取りまとめる予定です。

—生活安心プロジェクト— 4つの国民運動

食の安全・安心に
関する対話

子どもの施設の安全
全国一斉総点検

交通事故ゼロを
目指す日

青少年を
有害情報環境から
守るための国民運動

趣旨

輸入食品等の安全性に対する不安が高まっており、また、食品表示偽装事件の多発等を受け、食への不安を払拭するため何が必要なのかなどについて意見交換を実施する。

主に子どもが利用する施設について、事故防止の観点から、全国一斉に総点検を実施。幅広い周知・広報を通じ、多くの国民が自ら点検に参加できるようにし、国民的な安全意識の高揚を図る。

近年、交通事故死者数は減少を続けているものの、国民の交通事故撲滅を求める声は依然として高い。新たに「交通事故ゼロを目指す日」を設け、交通安全に対する国民の意識を高める。

青少年が違法・有害サイトを通じて犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが頻発していることを踏まえ、国民全体で違法・有害情報対策に取り組むための意識醸成を図る。

主な実施事項

- 消費者団体と共催によるシンポジウムの開催
- 全国6ブロック(仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、福岡)で開催
- 公園、保育所、小学校等の遊具等の点検実施状況の確認と点検の実施
- 実施した施設について、「実施状況確認書」を掲示
- 「交通事故ゼロを目指す日」の設定(2月20日、4月10日)
- 事前の周知・広報・情報提供
- 「ネット安全安心全国会議」の開催
- 保護者、教職員を対象とした「e-ネットキャラバン」の実施

本年春目途「行政のあり方総点検」取りまとめと平行して実施

二人で始めたプロジェクトチームが 消費者行政の原点

——岸田大臣が消費者問題に取り組まれるようになったきっかけをお聞かせください。

岸田 私が消費者問題に取り組んだ最初は、二回目の当選後、平成九年(一九九七)に衆議院の「遺伝子組換え食品の表示問題等に関する小委員会」で委員長を務めたことです。この小委員会には河野太郎衆議院議員も所属していました。その後、平成十五年(二〇〇三)に二人で党内閣部会の中に「消費者問題に関するプロジェクトチーム」を立ち上げ、座長が私で事務局長に河野さん、二人で消費者問題に関わってきました。

そのプロジェクトの最初の仕事は議員立法による「消費者基本法」の策定で、これは平成十六年(二〇〇四)に施行されました。従来の「消費者保護基本法」は制定から三十六年もの年月が経過し、その間、消費者を取り巻く経済や社会状況は大きく変化しました。消費者政策を充実し、強化するには、この法律を抜本的に見直すことがまず必要と考えたのです。

この新たな「消費者基本法」では消費者を単に保護の対象とするのでなく、自立した存在として位置づけ

ています。基本理念で謳った「選択の機会の確保」や「必要な情報及び教育の機会の提供」は、消費者を保護するためであるとともに、安全・安心に関する消費者への教育を充実させ、意識を高めてもらうことを目的としています。プロジェクトチームでは、内部告発者の保護と事業者のコンプライアンス強化を目的とした「公益通報者保護制度」、また事業者等の不当な行為に対する差止請求権を認める「消費者団体訴訟制度」といった改革にも取り組みました。

——消費者問題は暮らしの現場に直結します。大臣は心得の一つに「現場主義」を挙げられていますね。

岸田 消費者問題は多岐にわたっています。食の安全・安心は当然ですが、例えば、湯沸かし器やシュレッダーによる被害、エレベーターやジェットコースターの事故など、製品や施設の安全対策も欠かせません。さらに、取引の安全という分野もあり、振り込め詐欺などの悪質商法や多重債務なども消費者問題に含まれます。プロジェクトチームでの活動と経験から、消費者行政は生活者、国民の視点に立つこと、利用する立場で施策に取り組むことがたいへん重要だと痛感しています。

例えば、こんにやくゼリーを喉に詰まらせて子ども

が死亡する事故がありました。子どもはこんにやくゼリーをどういう状態・状況の中で口にしたのか。それぞれの生活の現場に立って、子どもの目線、保護者の目線で見ないと、何が問題なのか、問題の本質が見えてこないのではないのでしょうか。消費者行政は暮らしの現場にいる消費者・生活者の声がすべての出発点だと思います。

行政・事業者・消費者が三位一体となった 取り組みを

——食の安全性について、多くの消費者が不安を感じています。食の安全・安心を守るための取り組みをお聞かせください。

岸田 中国製冷凍ギョーザ問題をきっかけに、食の安全・安心に対する国民の意識も変わりつつあるのではないでしょうか。

今、日本には大量の食品が出回っています。多くの商品が海外から輸入され、中でも検査がたいへん難しい冷凍の加工食品が多くあります。

こうした状況では、国や行政が検査体制や検査項目を強化しても、食の安全・安心を万全にするのは厳しい現状です。やはり事業者や消費者の協力が重要です。

事業者は食品の生産、流通、販売の各段階で安全の確保に努めるとともに、その仕組みづくりを実現していただきたい。その上で行政では検査要員を増やし、検査技術を高めるなど、量・質ともに高度な「水際対策」を実施する。そして、消費者が自らの安全・安心を守ること。そのためには食品を選択できる知識や能力を



「賢い消費者になってほしい」と語る

身につけ、賢い消費者になることが大切です。

これら現場ごとの安全確保や自衛策によって全体として日本の食の安全・安心が守られる体制を作る。それを支援するのが行政の役目だと思っています。

——賢い消費者であるためには、食品表示の見方も大切ですね。

岸田 食品表示は消費者の適切な選択を確保する砦のようなもので、たいへん重要ですね。国民には「食の安全・安心に関する対話」を通じて、食品表示の見方をはじめ、食に対する意識を高めてもらうとともに、食に対する行政の考え方や役割を知っていただきたいと思っています。そのための情報や機会を行政は提供していきます。

消費者行政の一元化も視野に入れた施策を

——食品表示に関しては省庁ごとに法律や制度があります。これを一元化するとの意見も出てきています。

岸田 各省庁は従来、産業振興に向けては大きな成果を上げてきました。これからも産業振興は重要ですので、それぞれの役割を着実に果たすべきなのは言うまでもありません。

一方で、消費者行政という視点で考えた場合、行政の改革や一元化、あるいは運営について検討する必要があります。あるのではないのでしょうか。その際に大切なのは国民に分かりやすい、利用しやすい行政組織にすることです。

例えば、国民の皆さんが苦情や要望を持ち寄った場合、その情報がどう取り扱われるのか。情報を集約し一元化する分かりやすい仕組みと透明性が求められます。そして、集約された情報をどう取り扱い、分析するのか。これらを担当する新しい組織も必要ですし、その組織にどんな権限を与えるかも検討しなければいけません。

自民党においては消費者問題調査会が野田聖子会長のもと、「消費者庁」の創設を柱とする消費者行政一元化の最終報告をまとめました(三月十九日)。

これらも参考にし、内閣官房に設置された消費者行政推進会議や国民生活審議会において大いに議論いただき、政府としては今年五月末までには具体案を出したいと考えています。

——党の最終報告では、悪徳業者の取り締まりについても言及されています。

岸田 悪質商法などによる高齢者の被害が年々増加し、深刻化しています。行政サイドからの取り締まりはもちろん必要不可欠です。それとともに高齢者の孤独や不安を解消することが大切ではないでしょうか。被害に遭われるお年寄りは、一人で問題を抱え込み、悩んだりする傾向が強いですからね。お年寄りに会っ

たら「声をかける」などの地域活動を通じて、良好な人間関係を作りだすなど、地域コミュニティの力を再生し、問題解決に生かしてほしいですね。

その支援策として、国民生活センターが悪質商法をはじめとした防犯や防災情報を提供する総合的なネットワークづくりを進めます。高齢者や障害者、子どもなどの生活弱者をサポートする民生委員やヘルパー、地域のリーダーなどにメールマガジンでお知らせすることで、地域のセーフティネットに役立てていただきたいと思います。

——暮らしの安全・安心を守るために、私たち国民はどのような対応が必要でしょうか。

岸田 私が取り組んだ「消費者基本法」では、「選択の機会の確保」や「必要な情報及び教育の機会の提供」は、消費者の自立を支援することを目的としています。現在、そのための制度や施策の整備・拡充を推進しています。と同時に、国民の皆さんには、行政任せにしない、関係者任せにしないという意識を持っていただきたいですね。暮らしの安全・安心は自ら守るという自衛策を持つことが大切です。それを支援するのが消費者行政の役割と考えています。

——本日はどうもありがとうございました。